



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 当社でも外国人を雇用することになりました。外国人でも日本の社会保険制度に加入してもらわなくてはいけないのですが、将来帰国するので厚生年金は無駄になるのではと言われました。どのように説明すれば良いのでしょうか？

A 日本の年金制度に加入している外国人が母国に帰るような場合には、それまでの加入期間に応じて「脱退一時金」が受け取れますから、無駄にはなりません。

日本の労働人口が減る中、外国人の労働力がますます必要になってきています。これまでは、技能実習制度等により、東南アジアなどの若い労働者を受け入れていました。技能実習制度は日本で技能を習得し、母国に持ち帰ることを目的として設立されましたが、実習生の人権侵害などが散見されたため制度の見直しが求められ、2030年までに廃止されることになりました。

代わって、2027年4月1日からは「育成就労制度」へ移行します。外国人が働きやすい環境となり、今までよりも長く日本で働く人が増える予想されます。これに合わせ、「脱退一時金」制度も変わります。現在の制度は次のとおりです。

【国民年金の脱退一時金の支給要件】

- ① 日本国籍を有していない
- ② 公的年金制度（厚生年金又は国民年金）の被保険者でない
- ③ 保険料納付期間が6か月以上ある
- ④ 老齢年金の受給資格期間を満たしていない
- ⑤ 障害基礎年金などの年金を受ける権利を有したことがない
- ⑥ 日本国内に住所を有していない
- ⑦ 最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していない

【国民年金の脱退一時金の計算式】

最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額×2分の1×支給額計算に用いる数

最後に納付した月が2021年4月以降の方については月数の上限が60か月。ちなみに、支給額は5万円～50万円程度となります。

【厚生年金保険の脱退一時金】

国民年金の脱退一時金を厚生年金保険に置き換えた支給要件と同じ

【厚生年金保険の脱退一時金の計算式】

被保険者期間の平均標準報酬額×支給率×2

国民年金と違い、厚生年金保険は収入に応じた保険料を負担するので、平均標準報酬を基に計算することになります。

脱退一時金として受け取った期間の被保険者期間は、無かったこととなります。現在は、再入国許可付き出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能ですから、日本滞在途中の一時的な帰国の際に脱退一時金を受給すると、老後を日本で暮らすことになった場合の年金受給に影響が出ます。

在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、次のような制度改正が予定されています。

支給要件の見直し(再入国許可)

将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、再入国許可付きで出国した者には、当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないこととします。(再入国をしないまま許可期限を経過した場合には受給が可能)

支給上限の引き上げ

滞在期間の長期化が進む中、保険料納付が老齢年金の受給に結びつかない外国人にとっては、脱退一時金の必要性が高まっている側面も考えられるため、支給上限を現行の5年から8年に引き上げます。

以上の内容をふまえて、ご説明していただければ良いと思います。よろしくお願いたします。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980